

# 復興特別定住対策として、平成30年4月1日から 移住・定住に関する補助内容の変更を予定!



## 若者世代への新築補助や家賃補助が手厚くなります!

### 新築奨励・市内消費喚起事業

住宅取得に対する  
助成額が最大で **倍増に!!**

〔対象者〕

- ・平成30年4月1日以降に津久見市内に住宅を取得するための契約を締結した方

〔補助内容〕

- ・住宅取得の際に市内で消費された額を助成対象経費として算出し、助成額相当の商品券を交付

●基本額…助成対象経費 × 0.4 = 助成額

上限の拡充を予定♪

《現行制度》

●加算額…子どもが1人の場合 → 5万円を加算

子どもの人数による加算の拡充を予定♪

**新設** 新婚3年目までの夫婦は…!?

子どもの人数に関わらず、  
合計助成額の**上限額を交付予定!**

※子どもの人数による加算はなし

合計助成額が  
**倍増!**



新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金を受けた後、市内に住宅を取得した場合、新築奨励・市内消費喚起事業の補助が受けられます!

### 新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金

#### 新婚世帯

〔対象世帯〕

- ・平成30年4月1日以降に婚姻を届け出た世帯
- ・市内の賃貸住宅に転入又は転居した世帯
- ・合計年齢が80歳未満の夫婦



〔補助内容〕

- ・引越しに係る費用を一部補助

**新設** 『仲介手数料』『引越費用』『移住奨励金』の補助制度を追加!

- ・家賃補助  
(家賃月額 - 住宅手当) ÷ 2 = 家賃補助額(月額上限1万円)  
※市外からの転入者は1人につき5千円の加算

#### 子育て世帯

〔対象世帯〕

- ・平成30年4月1日以降に市内の賃貸住宅に転入又は転居した世帯
- ・中学生以下の子どもを含む世帯

市内転居も対象になりました!



〔補助内容〕

- ・引越しに係る費用を一部補助

**新設** 『仲介手数料』『引越費用』『移住奨励金』の補助制度を追加!

- ・家賃補助  
(家賃月額 - 住宅手当) ÷ 2 = 家賃補助額(月額上限1万円)  
**新設** ※中学生以下の子ども的人数によって月額加算

新婚世帯の補助を受けた後、子どもが生まれ、転居した場合、子育て世帯の補助が受けられます!

### 移住者居住支援事業補助金

〔対象者〕

- ・津久見市に住所を有していない方
- ・申請時において65歳未満の方
- ・事前申請を行った方

『年齢制限の設定』『事前申請必須』

〔補助内容は変更なし〕

- ① 仲介手数料補助(上限5万円)
- ② 家財処分補助(上限10万円)
- ③ 新規建設(上限100万円)
- ④ 住宅購入補助(上限100万円)
- ⑤ 改修補助(上限100万円)
- ⑥ 引越補助(上限20万円)
- ⑦ 移住奨励金(10万円)

※本紙に記載されている補助要件等は一部です。詳細は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 政策企画課 政策企画班 ☎82-2655  
E-mail: tsu-seisaku@city.tsukumi.lg.jp